

1. 本人確認資料について

個人情報保護の観点から、請求の際は、窓口に来られる方の本人確認書類をご提示いただきます。

2. 権限確認書類について

窓口に来られた方が、請求する当事者の代理人または使者である場合には、代理人権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

3. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来られた方の署名または記名押印が必要です。

4. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

5. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明書が必要な場合には、その方の個人事項証明書をご利用ください。

6. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

8. 本人通知制度について

羽曳野市では本人通知制度により、事前登録した本人に限り住民票の写し等を本人の代理人及び第三者に交付した事実を通知します。

対象となる「住民票の写し等」とは

対象となる「住民票の写し等」とは

- ・住民票の写し（除かれた住民票及び改製された住民票を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し（除かれた戸籍の附票及び改製された戸籍の附票を含む）
- ・戸籍全部証明書および個人事項証明書（戸籍謄本及び戸籍抄本）（除かれた戸籍及び改製された戸籍を含む）
- ・戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む）